

子 発 0408 第 9 号
令 和 4 年 4 月 8 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
市 町 村 長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童館における健全育成活動等開発事業の実施について

標記について、今般、別紙のとおり「児童館における健全育成活動等開発事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

児童館における健全育成活動等開発事業実施要綱

1 目的

全ての子どもが利用できる児童館の機能強化を図るため、子どもの権利を基盤とする健全育成活動や児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の事業を試行的に実施し、全国への普及に繋げることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業が実施できると認められる社会福祉法人及び公益社団法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

この場合において、都道府県等は、社会福祉法人等との連携を密にし、一体的に事業に取り組むとともに、社会福祉法人等から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

(1) 実施体制

① 企画・推進委員会

ア 企画・推進委員会の設置

各都道府県等に福祉及び教育等の関係部局、児童館関係団体、児童館職員、学識経験者並びに②で規定する児童館における健全育成活動等開発事業マネージャー等の関係者からなる企画・推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会の設置に当たっては、既存の児童館において設置される運営協議会等との密接な連携を図ること。

なお、複数テーマ実施する場合については、設置した企画・推進委員会において複数テーマの実施計画の策定等が実施できる場合は、企画・推進委員会を複数設置しないこともできる。

イ 委員会の役割

委員会は、都道府県等内の地域の子育て支援ニーズや社会資源の状況等を勘案した上で、(2)で例示した事業を参考にしながら児童館における健全育成活動等開発事業（以下「開発事業」という。）の実施計画を策定する。

また、当該開発事業について適正かつ円滑に実施できる実施者を選定するとともに、当該開発事業の実施者に対し実施状況等に関する報告を求め、評価、取りまとめを行い、子どもの権利を基盤とする健全育成活動や児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の事業を開発する。

ウ 開発事業の実施者との関係

委員会は、開発事業の実施に当たってはその成果が十分に得られるように配慮するとともに、②で規定する児童館における健全育成活動等開発事業マネージャ

一を通じて当該開発事業の実施者に対して適切な指導・助言を行うこと。

② 児童館における健全育成活動等開発事業マネージャー

ア 児童館における健全育成活動等開発事業マネージャーの配置

開発事業の進行管理及び委員会と当該開発事業の実施者との調整等を行うことを目的として、都道府県知事等は、委員会に児童館の機能・役割及び活動内容に関し知識を有する者又はそれと同等と認められる者を児童館における健全育成活動等開発事業マネージャー（以下「マネージャー」という。）として1名以上で配置する。

なお、複数テーマ実施する場合については、配置したマネージャーにおいて複数テーマの開発事業の設定等の役割が実施できる場合は、マネージャーを複数人配置しないこともできる。

イ マネージャーの役割

マネージャーは、委員会における開発事業の選定、実施計画の策定、実施結果の取りまとめ及び評価について実務的な見地から提言を行うとともに、開発事業の実施に際しては、委員会と当該開発事業の実施者との連絡調整役として積極的に指導・助言及び報告を行う。

また、マネージャーは、子どもの支援に関わる機関や学校等の関係機関及びその職員との連携を密にし、地域の子育て支援ニーズや地域の社会資源の実情把握に努めること。

(2) 児童館における健全育成活動等開発事業の内容

全ての子どもが利用できる児童館の機能強化を図るため、子どもの権利を基盤とする健全育成活動や児童館の特性を生かした関係機関との連携による要支援児童・家庭への支援等の事業を試行的に行う。具体的には、以下のテーマのうち少なくともいずれかの1つを含むものとする。

ア 発達段階等に配慮した健全育成活動

(事業例)

年齢や発達に応じた、児童センター（体力増進機能が付加）、児童遊園を活用した体力向上や運動機会提供に資するもの 等

イ 子どもの権利を基盤とする健全育成活動

(事業例)

子どもの意見尊重や主体的な活動、「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月1日子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した子どもを運営協議会等の構成員にすることを促進するもの 等

ウ 福祉的な課題への対応

(事業例)

相談支援体制の構築、関係機関連携や地域住民との協働事業、配慮を要する児童・家庭を対象としたもの 等

エ 上記ア～ウ以外で児童館の機能強化を図るための事業として認められるもの

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記3に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 実施主体の選定及び事業の評価

(1) 国は、上記3に定める事業を実施する都道府県等について、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす都道府県等のうち、厚生労働省が設置する検討委員会による事業内容の審査を経て決定する。

(2) 当該事業を実施した都道府県等は、当該事業の成果等をまとめた報告書及び別に定める様式による実施状況について、翌年度4月10日までに、厚生労働大臣あて提出すること。

(3) 当該都道府県等は、事業の適切な実施を期すため、当該検討委員会において事業に対する評価を受けるものとする。

6 経費の補助

国は、上記3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。